

おけがわ 国保だより



目次

国民健康保険税率の改正について

国民健康保険税率が変わります
詳しくは・・・P 1～P 3

国民健康保険税の納税通知書をお送りします

7月上旬にお送りします
詳しくは・・・P 4

資格確認書・資格情報のお知らせをお送りします

7月中にお送りします
詳しくは・・・P 5

保健事業のごあんない

あなたの健康をサポートします
詳しくは・・・P 6

国民健康保険に関する大切なお知らせを
1冊にまとめました。ぜひご一読ください。

令和8年7月発行
桶川市健康推進部保険年金課
国民健康保険係 ☎048-788-4941

国民健康保険税率の改正について

税率改正について



詳しくは市HPへ



どうして、国民健康保険税率を改正するの？

埼玉県は、令和9年度から**県内全市町村の国民健康保険税率を統一**(※)する予定です。これは、「**同じ世帯構成・同じ所得なら、県内どこにいても同じ税負担**」という考えによるものです。

桶川市は埼玉県内でも税率が低く、このままの税率だと令和9年度に加入者の負担が一気に増えてしまうことから、段階的に税率を引き上げるため、今年度に税率改正を行いました。

※ 埼玉県では、県内63市町村の国民健康保険税率を令和9年度に準統一（収納率格差以外の統一）、令和12年度に完全統一することを目指しています。



桶川市の国民健康保険税は、他の市町村と比べて高いの？

桶川市の昨年度の税額は、県内63市町村中で61番目(※)と、かなり低い額となっていました。今年度は税率改正を行いましたが、基金を活用して税額の上昇をできるだけ抑えることにより、県平均よりもやや低い、県内47番目(※)の額となる見込みです。

※ 順位は、県内63市町村の税率を基に、桶川市が独自に試算したものです。



どれくらい税額が変わるの？

国民健康保険税は、加入者の前年中の所得や、人数によって税額が決まるため、世帯によって異なります。詳しくは[2ページ](#)をご覧ください。



「子ども分」って、今までなかったけど、これは何？

「子ども分」は、子ども・子育て支援金に充てるため、令和8年度に新設されました。すべての健康保険加入者に負担をお願いし、その費用は各種子育て支援事業に活用されます。詳しくは[3ページ](#)をご覧ください。



国民健康保険に関するお知らせは、いつ届くの？

7月上旬に「国民健康保険税の納税通知書」を、7月中に「資格確認書（資格情報のお知らせ）」を、それぞれお送りします。

詳しくは[4ページ](#)・[5ページ](#)をご覧ください。



令和8年度の国民健康保険税率・税額・計算方法

令和8年度の国民健康保険税額は、次の①～④の合計額となります。

①医療分	②後期支援金分	③介護分	④子ども分
所得割額 加入者全員の 前年中の算定基礎額 × 7.95%	所得割額 加入者全員の 前年中の算定基礎額 × 2.60%	所得割額 40歳～64歳の加入者全員 の前年中の算定基礎額 × 2.28%	所得割額 加入者全員の 前年中の算定基礎額 × 0.29%
+	+	+	+
均等割額 加入者数 × 38,280円	均等割額 加入者数 × 12,600円	均等割額 40歳～64歳の加入者数 × 12,660円	均等割+18歳以上均等割額 18歳以上の加入者数 × 1,920円
最大66万円	最大26万円	最大17万円	最大3万円

◎ 「算定基礎額」は、加入者1人ごとに、次のように計算します。

- ・ 給与所得者：給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」－43万円
- ・ 年金所得者：公的年金収入の合計額－公的年金に係る控除額－43万円
- ・ 確定申告者：確定申告書（第1表）の⑫合計欄に記載された金額－43万円

※ 加入者1人ごとに計算（マイナスの場合はゼロとします）し、全員分を合計します。

◎ 均等割額は、世帯主および加入者の所得が一定額以下の場合、軽減される場合があります。

世帯構成別の課税額比較（モデルケース）

加入者	単身世帯 	高齢者単身世帯 	高齢者2人世帯 	4人世帯 
18歳未満人数	0人	0人	0人	2人
40歳～64歳人数	1人	0人	0人	2人
65歳以上人数	0人	1人	2人	0人
収入	給与108万円以下	年金153万円以下	年金200万円	給与400万円
令和7年度税額	14,400円	10,800円	80,400円	393,700円
令和8年度税額	19,300円	15,600円	103,600円	487,200円
増額	+4,900円	+4,800円	+23,200円	+93,500円
備考	均等割7割軽減	均等割7割軽減	均等割5割軽減	多子減免該当

課税額のめやすを知りたい場合は？

市HPに試算ソフトを掲載しています。（右の二次元コード参照）
 実際の課税額は、7月上旬にお送りする納税通知書でご確認ください。



詳しくは市HPへ



児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間／月の利用が可能です。
※ 令和8年度より全国実施

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



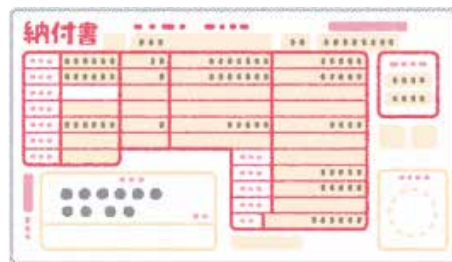
こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



国民健康保険税の納税通知書をお送りします

7月上旬に令和8年度の国民健康保険税納税通知書を世帯主様あてにお送りします。

なお、あて所不明などにより、納税通知書が配達できず桶川市に返送されてくる場合があります。7月13日(月)を過ぎても届かない場合は、ご連絡ください。



国民健康保険税に関するQ & A

Q：世帯主は国民健康保険に加入していないのに、なぜ世帯主宛てに届くのですか？

A：国民健康保険税は世帯ごとに計算し、その**世帯主が納税義務者**になります。そのため世帯主本人は職場の健康保険に加入している場合でも、世帯内に国民健康保険に加入している人がいれば、世帯主宛てに納税通知書をお送りします（国民健康保険税は加入者分のみ計算されます）。

Q：いつ支払うのですか？

A：今年4月から来年3月までの**1年分の国民健康保険税を、今年7月から来年2月までの8回に分けて納付**していただきます（月額とは異なります）。納期限はそれぞれの月末（土・日・祝日の場合は翌営業日）です。

また、**加入者全員が65歳以上の世帯は、原則として年金から天引きとなり、年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の6回に分けて納付**していただきます。

Q：税額はどのように決まりますか？

A：令和8年度の国民健康保険税は、**6月29日(月)までに確認できた加入者人数と加入者の前年中の所得をもとに計算**されます。

その後に加入・脱退の届出があった場合や、前年中の所得について変更等が確認できた場合は、その都度保険税を再計算し、新しい納税通知書をお送りします。

年度の途中で加入・脱退された場合、税額は月割計算されます。年度途中で40歳になる人は、40歳到達月分から「介護保険分」が上乗せされますので、到達月の翌月に新しい納税通知書をお送りします。また、年度途中で65歳になる人については、65歳到達月の前月分までを月割計算した税額で納税通知書をお送りします。

Q：国民健康保険税は現在、年金から天引きされていますが、今回の通知書の税額はどのように計算しているのですか？

A：今回の通知書の税額は、令和8年度国民健康保険税の年税額から令和8年4月から8月までに仮徴収する税額との差額です。国民健康保険税が年金から特別徴収されている人については、10月・12月・2月の年金受取時に、天引きされる国民健康保険税の税額を記載しています。

資格確認書・資格情報のお知らせをお送りします



マイナ保険証をお持ちでない人

(マイナンバーカードをお持ちでない人・マイナ保険証の利用登録をしていない人)

資格確認書

カードサイズ

埼玉県 有効期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日
記号 桶〇〇 番号 〇〇〇〇 (校番) 〇〇

氏名 桶川 太郎
生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 性別 〇
適用開始年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

世帯主名 桶川 太郎
住所 埼玉県桶川市泉〇丁目〇番〇号

保険者番号 110312 交付者名 桶川 市 印

- ・マイナ保険証をお持ちでなくても、資格確認書を医療機関等で提示することで、今までどおりの受診が可能です。
- ・7月上旬から下旬にかけて順次、**特定記録郵便**でお送りしますので、簡易書留と異なり、郵便受けに直接投函されます。
- ・有効期限は、最長1年です。令和9年7月末までに70歳・75歳になる人は有効期限が短くなっています。有効期限までに新しい資格確認書(75歳になる人は後期高齢者医療保険の資格確認書)をお送りします。
- ・70歳以上の人は、資格確認書に負担割合が記載されます。

マイナ保険証をお持ちの人

(マイナンバーカードを紛失した人や、要介護者などで事前に申請をした人には、資格確認書をお送りします。)

資格情報のお知らせ

A4サイズ

SAMPLE 番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

桶川 太郎 様

資格情報のお知らせ

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。なお、このお知らせのみにて受診できません。

記号	桶〇〇	番号	〇〇 (校番) 〇〇
氏名	桶川 太郎		
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
性別	男		
世帯主	桶川 太郎		
世帯主名	桶川 太郎		
住所	埼玉県桶川市泉〇丁目〇番〇号		
負担割合	標準		
交付年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
有効期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

※マイナ保険証をお持ちで、以下の欄に記入が必要な場合があります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、この欄に記入する必要はありません。

マイナ保険証をお持ちで、以下の欄に記入が必要な場合があります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、この欄に記入する必要はありません。

マイナ保険証をお持ちで、以下の欄に記入が必要な場合があります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、この欄に記入する必要はありません。

- ・7月上旬から下旬にかけて順次、**普通郵便**でお送りします。
- ・資格情報のお知らせは、マイナ保険証をお持ちの人が、自身の健康保険の資格情報を簡易に把握するためにお送りしています。
- ・資格情報のお知らせだけでは、原則、医療機関の受診はできません。受診時は、マイナンバーカードか、スマートフォンに登録したマイナ保険証を提示してください。
- ・70歳未満の人で、既に資格情報のお知らせをお持ちの人には、新しい資格情報のお知らせをお送りしません。引き続き、お手元の資格情報のお知らせをお使いください。
- ・介護が必要な人など、マイナ保険証の利用が難しい人は、申請いただくことで、資格確認書を交付します。

限度額適用認定証などについて

8月から、「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」が切り替わります。7月13日(月)以降、認定証が必要な人は国民健康保険の資格が確認できるものをお持ちいただき、保険年金課窓口へ申請してください。

なお、マイナ保険証を利用すれば、認定証を医療機関等へ提示しなくても高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。

※前年の収入を申告済みで、国民健康保険税等の滞納がない人が、オンライン資格確認を行っている医療機関等を受診する場合に限ります。

● 70歳未満の国民健康保険加入者

認定証の提示により、医療機関等への支払いが自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯の人は入院時の食事代が減額されます。

● 70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者

提示が必要なのは、課税所得145万円以上690万円未満の世帯および住民税非課税世帯の人です。また、住民税非課税世帯の人は認定証の提示で、入院時の食事代が減額されます。

保健事業のごあんない

特定健康診査を受診しましょう

対 象：40歳以上の桶川市国民健康保険加入者

※ 対象者には6月上旬に受診券をお送りしています。

受診期間：6月15日(月)～10月31日(土)

実施機関：市内19か所の医療機関

受診費用：無料

受診方法：事前に医療機関に予約のうえ、当日、受診券と被保険者資格が分かるものを持参して医療機関へ

※ 対象医療機関などの詳細は、右の二次元コードをご参照ください。



特定健診案内HP



保健指導を利用してみませんか？



桶川市では、特定健康診査などの結果、一定の基準に基づき、「生活習慣病」や「糖尿病性腎症」のリスクが高い人に無料で保健指導を実施しています。

対象の人には、別途案内文書を郵送します。

保健指導の申込みをされた人には、専門的知識を持つ保健師などが相談や指導を行い、あなたの健康をサポートします。

ご自身の生活習慣を見つめ直すきっかけにもなりますので、案内が届きましたら、ぜひご利用ください。

人間ドック・脳ドック検診費助成について

対 象：30歳以上の桶川市国民健康保険加入者で、国民健康保険税の滞納のない人

補 助 額：検診費の7割（上限25,000円・年度内1回限り）

対象施設：人間ドック・脳ドックであれば、全国どこの医療機関でも申請可能

申請方法：検診先によって申請方法が異なります。

※ 申請方法・申請書類などの詳細は、右の二次元コードをご参照ください。



ドック案内HP

保養施設の利用助成について

対 象：桶川市国民健康保険加入者で、国民健康保険税の滞納のない人

補 助 額：1人3,000円（年度内1回限り）

対象施設：全国187か所

申請方法：宿泊施設に直接予約後、市役所窓口にて申請をしてください

※ 対象施設などの詳細は、右の二次元コードをご参照ください。



保養施設案内HP

資格情報のお知らせ・資格確認書
についてお知らせします。

マイナ保険証をお持ちの方には

資格情報のお知らせが届きます！

※70歳未満の方で、既に資格情報のお知らせをお持ちの方には、新しい資格情報のお知らせをお送りしません。引き続き、お手元の資格情報のお知らせをお使いください。

資格情報のお知らせ

- ・スイナ保険証の利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるように交付される書類です。

- 資格情報のお知らせが届いた方は、
マイナ保険証で医療機関等を受診してください。

※資格情報のお知らせは、受診等できませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、医療機関等でセキュリティ保護証を利用できない場合には、マイナンバーカードとセットで提示することで受診できます。

※70歳未満の方の資格情報のお知らせには原則、有効期限がありません。すでに資格情報のお知らせをお持ちの70歳未満の方には新しく届かない場合があります。

マイナ保険証をお持ちでない方には

資格確認書が届きます！



資格確認書



- ・マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証の利用登録がお済みでない方等が、医療機関等を受診する際に提示する書類です。
- ・有効期限があります。有効期限が切れるときには、申請しなくても自動で新しい資格確認書が送付されます。



医療機関・薬局でご提示いただくのは
以下のいずれかです。お手元にあるかをご確認ください。

医療機関・薬局の受付で提示するもの

マイン保険証

スイナ保険証をお持ちの方は
スイナ保険証をご利用ください



資格確認書をお使いの方も、利用登録いたただければ、マイナ保険証の利用が可能です。

資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方は
資格確認書をご利用ください



※従来の健康保険証の有効期限は終了しました

スイナ保険証にはこんなメリットがあります！

過去のお薬・診療データに基づき、より良い医療が受けられる

突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる

救急現場で、搬送中の応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひメリットの多いマイナ保険証のご利用をお願いします！

利用登録は簡単！

マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局にマイナカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。

※マイナポータルや、セブン銀行ATMからも利用登録が可能です



5歳を過ぎのうさぎ、音声がイタズラに聞こえてくるまで聞いてほしい。

0120-95-0178

マイ・アング・バー
マイ・アング・バー
マイ・アング・バー

平日:9時30分~20時00分

受付時間（※受付終了後）
土日祝：9時30分～17時30分

スイナ保険証について
もっと知りたい方
はこちら

